

第20-1表 パワーハラスメント防止措置の有無

( )・<>内は%

規模・産業	項目	事業所数		実施している		実施していない		近く実施予定		検討中		予定なし							
調	査	計	545	(100.0)	354	( 65.0)	191	( 35.0)	<100.0>	18	< 9.4>	94	< 49.2>	79	< 41.4>				
	300人以上		82	(100.0)	79	( 96.3)	3	( 3.7)	<100.0>	1	< 33.3>	2	< 66.7>	-					
	～299人小計		463	(100.0)	275	( 59.4)	188	( 40.6)	<100.0>	17	< 9.0>	92	< 48.9>	79	< 42.0>				
	100～299人		101	(100.0)	91	( 90.1)	10	( 9.9)	<100.0>	6	< 60.0>	3	< 30.0>	1	< 10.0>				
	50～99人		93	(100.0)	69	( 74.2)	24	( 25.8)	<100.0>	2	< 8.3>	20	< 83.3>	2	< 8.3>				
	30～49人		69	(100.0)	45	( 65.2)	24	( 34.8)	<100.0>	3	< 12.5>	15	< 62.5>	6	< 25.0>				
	～29人		200	(100.0)	70	( 35.0)	130	( 65.0)	<100.0>	6	< 4.6>	54	< 41.5>	70	< 53.8>				
建	設	業	80	(100.0)	40	( 50.0)	40	( 50.0)	<100.0>	1	< 2.5>	14	< 35.0>	25	< 62.5>				
製	造	業	286	(100.0)	189	( 66.1)	97	( 33.9)	<100.0>	10	< 10.3>	47	< 48.5>	40	< 41.2>				
	食	料	品	31		21		10		2		5		3					
	織	維	工	業	27		14		13		1		8		4				
	木	材	・	木	製	品	15		8		7		3		3				
	パ	ル	プ	・	紙	、	紙	加	工	品	20		14		6				
	出	版	・	印	刷		14		6		14		6		8				
	化	学	工	業			33		26		7		7		5				
	窯	業	・	土	石		22		7		15		7		8				
	鉄	鋼	業				16		12		4		2		1				
	非	鉄	金	属			13		9		4		2		2				
	金	属	製	品			35		26		9		4		4				
	機	械					39		33		6		4		2				
	そ	の	他				21		13		8		3		5				
卸	売	・	小	売	業		53	(100.0)	33	( 62.3)	20	( 37.7)	<100.0>	2	< 10.0>	10	< 50.0>	8	< 40.0>
	卸	売	業				32		18		14		7		5				
	小	売	業				21		15		6		3		3				
金	融	・	保	険	業		X		X		X		X		X				
運	輸	・	通	信	業		32	(100.0)	18	( 56.3)	14	( 43.8)	<100.0>	1	< 7.1>	10	< 71.4>	3	< 21.4>
サ	ー	ビ	ス	業			74	(100.0)	58	( 78.4)	16	( 21.6)	<100.0>	4	< 25.0>	9	< 56.3>	3	< 18.8>
電	気	・	ガ	ス			X		X		X		X		X				

